

# 腐敗行為・汚職等防止に関する行動規範

## 会長のメッセージ

エア・リキードの「行動原則」に定めるとおり、エア・リキードグループでは、高い倫理基準に則って、各国で適用される関連法令を常に遵守した事業活動を行うことをポリシーとしています。

**不正な目的のために**第三者に有価物を提供することは、関連法令およびエア・リキードの価値観に反する行為です。エア・リキードグループは、腐敗行為・汚職等には一切関与することなく業務を行うという基本原則を遵守します。

この行動規範は、エア・リキードグループで働く従業員ならびに代理店等の皆さんに、汚職・贈収賄等の腐敗行為防止法令の基本的な原則を知っていただくとともに、そのような原則を遵守するための行動指針を再確認していただくことを目的としています。

現在は、多くの国々で、汚職・贈収賄等防止法令が以前にもまして重視されており、エア・リキードグループの成長戦略でも新たな地域への参入を予定しているため、将来に亘って重要な原則をこの行動規範として定めることとしました。

なお、この行動規範に違反する行為が万が一あった場合、私たちに重大な法的問題や経済的損失が生じるおそれがあります。いかなる場合にも、この行動規範に述べられている行動指針を厳守することを最優先として下さい。

この行動規範は、汚職・贈収賄の問題に関与するエア・リキードの役職員だけでなく、エア・リキードのために行動する立場にある協力会社等（販売代理店、卸売問屋、コンサルタント、販売店およびディストリビューター等）すべてに適用されます。

この行動規範に関してご質問やご不明な点などありましたら、各社の経営陣または倫理、グループ法務もしくは人事のいずれかの部門にお問い合わせ下さい。

グループ法務・内部統制部およびグループ監査部が共同で作成したこの行動規範を、エア・リキードの全ての方に完全に遵守していただきますようお願い致します。

エア・リキードグループ

会長兼 CEO ブノワ・ポチエ

# 1. 汚職・贈収賄に該当する行為とは

汚職・贈収賄防止法令は、不正な事業目的のための支払いを禁止しています。

各国の法令は、贈収賄および汚職を違法とし、そのような禁止行為に関与した個人や法人には、民事的または刑事的制裁を科しています。また、そのような行為があったときは、会社だけでなく、賄賂の授受を行った、もしくは腐敗行為に関与した個人に対しても、適用ある民事または刑事法令により制裁が科されることがあります。

したがって、法令を遵守するための第一歩として、どのような種類の支払いが禁止されているのかを確認しておく必要があります。そのためには、不正な事業目的とは何なのかを確認し、汚職・贈収賄防止法令がどのような個人や法人に適用されるのかを知っておかなければなりません。

## 1.1 法令で禁じられている支払い

一般的には、汚職的支払いには金銭を伴います。しかし、関連法令の規定では、違法な支払いには過剰な贈答品、旅行、会食等、受領側にとって何らかの価値のある一切のものも含まれます。

さらに、有価物の申し出または約束をただけでも不適切とみなされる場合があります。賄賂が実際に支払われない場合でも法令違反となりえます。

## 1.2 法的な意味での不正な事業目的・事業上の便宜

不正な事業上の便宜という概念は、極めて広く、本質的に会社の事業を何らかの面で不正に利する一切のものを含みます。不正な利益の具体的な例として、政府調達契約の不正な獲得が挙げられますが、これ以外にもさまざまなケースが該当します。

以下に挙げるのは不正な利益の一部の例です。

- 関税の減額措置を受ける、または本来は輸入が禁止されている貨物に対して通関許可を得るために、税関職員に支払いをするケース。
- 法人付加価値税や法人税等の減額措置のために、税務署職員に支払いをするケース。
- 施設内の不衛生な状態を見逃してもらうために、現地の検査職員に支払いをするケース。

## 1.3 対象となる個人・法人

### 1.3.1. 政府職員等への直接支払い

汚職・贈収賄防止法令では、政府職員への支払いは従前から違法とされています。「政府職員」は極めて一般的な用語であり、立法・行政・司法のすべてのレベルにおける公的職務を含みます。国営企業に勤務する職員も含まれます。なお、贈収賄禁止法令により、民間人、特に顧客、サプライヤー、パートナーを相手とするあらゆる種類の贈収賄行為も禁止されています。

### 1.3.2. 協力会社等を通じた間接支払い

不正な行為を行う個人に対して直接行われるものでない支払いも禁止されます。汚職に関する支払いは、第三者(個人・会社を問わず)、例えば、コンサルタント、顧問、販売代理店、ディストリビューター、その他の販売店等(以下「協力会社等」といいます)を通じて間接的に行われることもありえます。

協力会社等により行われた違法な支払いについては、会社がその支払いを承認していないまたは知らなかった場合であっても、多くの国では、会社は厳格な責任を負うことがあります。

以下に、協力会社等を通じた支払いが違法となりえる例を示します。

- 政府調達契約を確実とするため、または取引を成立させるためには一定金額の金銭を前渡ししておく必要がある、と協力会社等から提案を受けた場合。
- 協力会社等との契約が書面にされていないかあるいは書面化されていても、その具体的な手数料や支払条件が定められていない場合。
- 協力会社等との契約書に定められている支払条件が、その協力会社等が業務を行う国において提供される業務の内容から判断して、明らかに著しく高額である場合。
- 協力会社等から、現物払い、現金払い、第三国口座への振込要請など、通常ではない支払条件を求められた場合。

### 1.3.3. エア・リキード従業員への不正な支払い

上記に加えて注意すべき重要なことは、エア・リキードの従業員が、サプライヤー、顧客、それらの協力会社等、合併・買収検討先企業、合併パートナー、金融機関・銀行、請負人、その下請負人その他の第三者から何らかの種類の不正な支払いおよび/または便宜を受領することも同様に違法になります。

## 2. 協力会社等との関係はいかに管理すべきか

協力会社等の行為によってエア・リキードが重大な責任を負うおそれもありますので、グループ各社は、協力会社等の選定および協力会社等と取引を行うに当たっては、一定の対策を講じておかなければなりません。協力会社等が不適切な支払いをしたという事実のみに基づき、エア・リキードが当該支払いに関して腐敗行為防止上の責任を負う結果となることもあるのです。

### 2.1 協力会社等選定プロセス

新たな協力会社等を選定する場合や、既に取り引関係にある協力会社等との取引関係を継続すべきかを判定する際には、以下の点に特に留意して下さい。

- 正式な取引関係を開始もしくは更新する際には、事前に協力会社等(およびその所有者)の社会的信用や経歴などに対するデューデリジェンス調査を実施すること。
- 協力会社等との契約をすべて必ず書面化すること。
- 協力会社等との契約書には、その契約期間中、エア・リキードに対して監査および研修等により十分な監督権限を与える規定を必ず定めること。

- エア・リキードの従業員は協力会社等と時に会合を持ち、取引関係について協議し、協力会社等によるエア・リキードのための業務遂行状況について最新情報を得ること。
- 協力会社等から受領する予定の成果物を、明確に定義すること。
- 「危険信号」、すなわち腐敗行為が疑われる要注意の兆候が見られたときは、協力会社等について更なる調査が必要となり、当該協力会社等との契約締結を中止することが正しい可能性があること。

### 危険信号の例

以下に挙げるのは、協力会社等を選定する際に注意すべき危険信号の例です。

- 協力会社等は公務員の汚職が蔓延している国で事業活動を行っている。
- 協力会社等が素性を明らかにしたがない、実体のない会社である、その他通常ではない構造である、または、最終的な実質所有者もしくはその他の間接所有者の開示を拒んでいる。
- 協力会社等は、その契約書に定める業務を遂行するための資格がない、または、明らかに必要な経験もしくは人員を備えていない。
- 協力会社等は、外国の政府職員もしくはその親族もしくは知人である、またはこれらの者により(一部)所有/支配されている。
- 協力会社等は、外国の政府職員もしくは顧客から推薦を受けている。
- 協力会社等とエア・リキードとの間に、利益相反のおそれがある。
- 協力会社等が要求する報酬または費用償還の水準がその委託業務に鑑みて、通常ではないまたは著しく高額である。

上記に挙げたものは網羅的なものではなく、エア・リキードの従業員は、汚職防止法令遵守に関する懸念につながるその他の異常な事態および危険信号に細心の注意を払って下さい。法令遵守のため、協力会社等のデューデリジェンス時に、何らかの危険信号が見つかったときは、子会社あるいは自己の部門長、並びに法務、倫理または人事のいずれかの部門に必ず報告する必要があります。

## 2.2. 協力会社等への支払い

協力会社等への支払いは、それが適法で、契約条件に合致している場合に、かつ、適切な請求書の交付を受けたうえで、行わなければなりません。

さらに、

- 協力会社等に支払いを行う際には、協力会社等が行った業務を証する書類や、協力会社等が負担した立替費用を証明する領収書その他の証憑等の適切な文書を提出してもらわなければなりません。
- 協力会社等に対しては、契約書に定める支払もしくは手数料条件を超える支払いを行ってはいけません。
- 支払いは、すべて協力会社等の通常の事業所に対して、銀行振込で行うのが好ましく、いかなる場合も、現金による支払いを行ってはいけません。
- 協力会社等が外国の政府職員への贈賄を支払った、または支払われる可能性があると思われるときは、その協力会社等への支払いはすべて停止して下さい。

### 3. 合併・買収・合併等の特別な事例を扱う場合の行動指針

合併・買収を通じて取得した法人の行為について、エア・リキードが責任を負わなければならないケースが生じます。この種の責任は、一般的に「承継者の責任」と呼ばれており、合併・買収の効力発生日前に合併または買収会社において発生していた汚職行為について、エア・リキードが負うことになります。

同様に、合併パートナーが行った行為または行動の責任をエア・リキードが負わなければならないケースが生じます。従って、合併先の選定にあたっては、相手方の社会的信用や事業実務などを徹底的に調査し、把握することが極めて重要になります。

このほか、贈収賄・汚職を粉飾するまたは隠蔽するような不正な取引の仕組みに合意した場合、エア・リキードは、その責任を問われることになります。

以上で述べたようなリスクを避けるためには、以下の点に注意する必要があります。

- すべての合併・買収検討先企業およびすべての合併事業パートナー候補企業に対して、特にその社会的信用や経歴に関するデューデリジェンス監査を徹底的に行うこと。
- 買収または合併事業にかかる最終文書中に適切な保証条項を盛り込むこと。
- 合併事業において、一方または相手先の従業員が不正行為等を行った場合の責任分担の方法について検討すること。
- 不適切な計画に基づく形態または研究を避けること。すなわち、「粉飾」には応じないこと。

## 4. 特に注意が必要となる一定の支払請求

### 4.1. ファシリテーション・ペイメント

ファシリテーション・ペイメントとは、一般的に、外国の政府職員にその公務を迅速に行ってもらうために行われる支払いをいいます。支払いは一般的にごく少額の範囲内であり、現場の担当者レベルの政府職員による定型的で非裁量的な業務を迅速に進めてもらうことを目的としたものです。

ファシリテーション・ペイメントはほとんどの国の法令により違法とされています。そのほとんどは事実上は、一種の賄賂です。一部の国では、ファシリテーション・ペイメントが認められていますが、その支払いが認められる場合と認められない場合とを判断することは常に困難です。エア・リキードは、現地の法令により認められている場合であっても、このような支払いを行わないことをポリシーとしています。

例:

- 外国で業務を行う資格を個人または法人に与える許認可、査証(ビザ)その他の公文書を取得する場合。
- 労働ビザ、業務発注書などの政府文書を作成する場合。
- 身辺警護や郵便物の回収・配達を行う場合、または請負業務の履行や物品輸送に関する検査スケ



ジュールを決める場合。

- 電話、電力および水道の提供や、貨物の荷揚げ・荷降ろし、傷みやすい商品等の劣化防止措置を行う場合。

ファシリテーション・ペイメントを求められたときは、担当責任者もしくは財務担当役員(CFO)に直ちに報告しなければなりません。

## 4.2. 販売促進費

一定の場合、少額の贈答品、会食、接待、旅行等の便益を提供することや、それらを受け取ることが、このような支払いが、(i) 合理的かつ善意であり、(ii) 会社の商品やサービスの販売促進またはその他の取引契約の目的と直接関連する場合には、認められることがあります。

以下は、認められるケースの例です。

- 顧客が施設を訪問した際に支給される交通費。
- ささやかな記念品(ペン、販促物等)。
- 合理的な会食。
- スポーツ・文化交流イベントへの招待。

上記のような謝礼の授受においても、次の点は特に注意して下さい。

- 上記のような謝礼の授受は意思決定に不正に影響を与える目的で行われないこと。不正と見られないように注意すること。
- 上記のような謝礼の授受は頻繁に行われないこと。
- 謝礼の種類および理由を十分に書面化しておくこと。
- 顧客職員の家族や知人に謝礼を提供しないこと。
- 可能な限り、謝礼の支払いはホテルや交通機関またはその他のサービス提供会社に直接行い、顧客職員またはエア・リキードの従業員には行わないこと。

## 4.3. 身辺安全確保費

一定の国や地域においては「身辺の安全確保のための支払い」が必要になる場合があります。身辺の安全確保のための支払いとは、身体的・物理的危険または現地の法令に基づかない正当な理由のない拘束を避けるための支払いをいいます。このような支払いは避けられるべきですが、真にやむを得ない場合には認められます。

身辺の安全確保のための支払いを行ったときは、緊急の危険な状況が解消後、直ちに、その支払いにかかる書面の記録または説明を、担当責任者または財務担当役員(CFO)に直ちに報告しなければなりません。

## 4.4. 政治献金

エア・リキードは、政党や候補者に関しては常に中立の立場を取っており、現地の法令で正当に認められている極めて特別な場合を除いて、政治献金を行うことは禁止しています。

## 4.5. 慈善寄付

慈善寄付を行うときは、以下の点に注意して下さい。

- その慈善活動の質、評判または目的に疑わしい点があるときは、寄付を行わないこと。
- 寄付は、不当な影響または不正な事業上の便宜の獲得を目的としていると解釈されるおそれがない場合に限り、行うこと。
- 個人への寄付は行わないこと。
- 現金による寄付／支払いは禁止されていること。

## 5. 会計帳簿に関して遵守すべき事項

会社資産(現金を含みます)の使用については、不正な支払いを隠蔽していると解されないよう、合理的な詳細を伴って適切に記録しなければなりません。協力会社等への支払いも同様に記録しなければなりません。

以下は、適用関連法令により禁止されています。

- 取引または資産処分に関する虚偽、誤解を招くまたは不完全な記録。
- 非開示または記録されていない資産または口座。
- 理由のいかんを問わず、虚偽の文書の作成の依頼に応じること。
- 協力会社等に対する支払いがエア・リキードと当該協力会社等間の契約条件に従っていない場合、または通常ではない、過剰である、適切に記載されていない、その他当該支払いの目的や正確性に疑問がある支払い。

また、協力会社等の業務の適切さを示す書面を保存することも同様に重要です。

こうした書類は、贈収賄・汚職等防止法令を遵守していることを明らかにするために極めて有益なものとなることから、以下の点に留意しなければなりません。

- 協力会社等と締結した契約書のドラフト(契約書、プレゼン資料等)はすべて保存する。
- エア・リキードの従業員が協力会社等と会議を行ったときは、必ず議事録を保存する。
- 資金の支払いおよび受領はすべて記録する。

## 6. 制裁

エア・リキードの従業員がこの行動規範に違反した場合には、当該従業員が所属する法人の規則および現地の法令の要件に基づき、違反の程度に応じた懲戒処分が課されます。処分の決定にあたり当該法人の責任者は、法務部門、人事部門および倫理担当責任者と協議し、処分を決定したときは報告します。

また、エア・リキードの従業員が法令に違反した場合には、その違反行為につき責任を負い、関連官庁による法的措置および関係する制裁（民事または刑事）の対象となります。

## 7. 行動規範の実施

エア・リキードの従業員は、特定の状況において、この行動規範において示されている規則の適用に関して不明な点がある場合には、直属の上司、人事部門、エア・リキードグループの人事部門またはグループの倫理担当役員に相談して下さい。

関連法令により許容される範囲で、エア・リキードの従業員は、この行動規範の適用範囲内にある不適切と思われる行動を目にしたときは、直属の上司、人事部門、エア・リキードグループの人事部門またはグループの倫理担当役員に報告してください。または、エア・リキードの倫理通報制度であるEthiCallを通じて報告することもできます。かかる報告は厳格に、極秘で、かつ関連法令に従って取り扱われます。

この行動規範に違反するおそれについて善意で報告を行った従業員は、かかる報告を行ったことに関していかなる種類の懲戒措置または報復を受けることはありません。

この行動原則に定められている原則は各国の子会社により、関連法令に基づき調整され、かつ、法令により必要とされる場合は現地の手続を完了した後に、実施されます。